

報告第4号

決算不認定に係る措置について

令和5年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年2月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

1 不認定となった日

令和6年11月25日

2 講じた措置の内容

介護保険特別会計における不適正な事務執行に対する再発防止策として、次の措置を講じた。

(1) 事務処理の適正な執行に向けた措置

ア 地域包括支援センター運営業務の受託業者による収支決算書等の提出

契約書に基づく収支決算書及び毎月の業務報告書の提出を行うよう指導した結果、既に改善された。

イ 生活支援コーディネーター事業に係る事業者の選定方法の見直し

平成28年度以降公募の手続を行わずに随意契約を行っていたが、令和7年度当初に公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

ウ 生活サポート事業における募集方法の見直し

令和7年度から年間を通じて随時募集を行うこととした。

エ 地域包括支援センター運営業務の委託における透明性及び公平性の確保

次回以降の事業者の選定において、運営業務に附帯業務も含んだ上で、選定を行うこととした。

(2) 地域包括支援センター運営業務の受託業者の体制の適正化に向けた措置

ア 受託業者の体制を改善

従前は、必要に応じて適時受託業者と協議を行っていたが、事業に係る内容把握に努めるとともに、事業の運営状況、体制等について、改善が必要と判断すれば指導を行うため、受託業者からの毎月の業務報告書の提出時に協議を行うこととした。